

## 平成22年第33回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成22年第33回岩手町農業委員会総会は、平成22年11月19日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 平成22年度農地パトロール実施結果報告について
- (2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (4) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (5) 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (6) 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 幅 清一
- 2番 三浦 新太郎
- 3番 岩館 修一
- 4番 武田 昭藏
- 5番 横澤 稔秋
- 6番 遠藤 幸夫
- 7番 黒澤 金一
- 8番 細野 清悦
- 10番 千葉 ・子
- 11番 太布 光則
- 12番 岩崎 明
- 13番 佐々木 由和
- 14番 田中 正志
- 15番 國枝 金一
- 16番 井戸 ツヨミ
- 17番 澤村 勇次郎
- 18番 松本 良子(職務代理)
- (議長)19番 福島 昭士(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 9番 三浦 博子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	千葉 照雄
農地振興係主幹	田村 寿
副主幹	川村 祐子
副主任	山中 寿行

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第33回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、9番三浦博子委員の1名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。10番千葉・子、11番太布光則のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告1件、議案4件、追加議案1件の提出があります。お諮りします。報告1件、議案4件、追加議案1件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件、議案4件、追加議案1件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、平成22年度農地パトロール実施結果報告の件でございます。5番横澤委員から報告を求めます。

5番横澤委員 それでは、平成22年度農地パトロールの実施結果について、お手元の報告書を朗読して報告いたします。平成22年度農地パトロール実施結果報告、平成22年度農地パトロールの実施結果について次のとおり報告いたします。経過といたしましては、県農業会議が8月～11月までの4カ月間を県下統一の農地パトロール月間として設定しており、町農業委員会としても耕作放棄地の確認・調査、違反転用の早期発見や防止、優良農地の確保と農地の活性化・有効利用を図るため、昨年に引き続き農

地パトロールを実施することといたしました。実施の方法は、委員全員による6班編成とし、関係機関と連携しながら8月から10月の間に実施することといたしました。各班における実施結果は、次のとおりであります。第1班の南山形地区は、平成22年8月6日に、第2班の北山形地区は、同じく8月6日に、第3班の一方井地区は、9月3日に、第4班の久保・浮島地区は、同じく9月3日に、第5班の川口地区は、10月5日に、第6班の水堀・沼宮内地区は、同じく10月5日に実施しております。各班の内容については、資料の方をご参照ください。

まとめとしまして、各班で確認した未耕作等の農地を別紙一覧表にまとめ、これらの農地の活用対策においては、昨年度の10月に発足した「岩手町耕作放棄地対策協議会」や町、農業改良普及センター、JA等関係機関へ情報提供を行い、有効活用に資することといたします。また町、農業委員会は、今後においても回覧文書や町広報誌などに掲載するなど啓蒙に努めることとし、委員個々においては、日頃、地区行事・集会などのあらゆる機会を捉えて遊休農地対策について、農家へ啓蒙することが大切であり、農家の農地貸借や作付けの相談をうけながら、遊休農地の解消と農地の有効利用に努めるものいたします。以上、報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、平成22年度農地パトロール実施結果報告について、を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号でございます。ページは3ページをご覧ください。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転、売買でございます。受付番号が16番、土地の所在は、大字川口第11地割の田、面積が1,067㎡、譲受人が大字川口第12地割の57歳の男性の方です。譲渡人は、大字川口第8地割の82歳の男性の方です。高齢により農作業が出来なくなったために、すぐ隣に田を所有している57歳の男性の方に譲るということです。

次の受付番号17番、土地の所在は、大字川口第10地割の田、面積が740㎡、相手方は変わりますが、大字川口12地割、49歳の男性の方で、これも同様に隣に田がありまして、それぞれ総額10万円で譲り渡すものであります。なお、本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、農業従事者の状況、営農計画の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。なおこの件は、現地調査担当の方からも報告していただきます。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

12番岩崎委員 受付番号16番、17番については、12番の私から報告いたします。現地確認は、私と10番千葉委員、5番横澤委員及び事務局2名で確認してまいりました。この場所ですが、川口バイパスの西南の位置になります。内容はこのとおりですが、\*\*\*さんが、今まで\*\*\*さんを介していろいろ作付けをやってもらっているところですが、田村さんが高齢で農業をやっていけないということで、この際、農地を買う人があればといったような話があったようです。\*さん、\*\*さんとは、大家さんという関係で、近くに自分たちの農地があるということでした。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は、5ページから7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による農地等の所有権移転に関する許可申請承認について、でございます。受付番号が5番、土地の所在は、大字沼宮内22地割、地目は田、面積は681㎡と977㎡の2筆でございます。借受人が、大字沼宮内の36歳の男性で、貸出人は、大字沼宮内第20地割の43歳男性の方でございます。相続人代表の\*\*\*さんが、貸出人になります。なお、法定相続人全員から承認書をいただいております。転用目的は、資材置場でございます。この夏に災害が起きまして、その時の周辺からの流木とか、さまざまな土砂等をいったんここに置いて整理したいということで、総額で年間50,000円の賃借料

です。位置につきましては、5ページの斜線の部分です。

次に6ページ、受付番号6番、土地の所在は、大字沼宮内第2地割、地目は、田、261㎡です。譲受人は、大字子抱、33歳男性の方です。譲渡人は、仙台市の62歳の男性の方です。転用の目的は、住宅を建築したいということです。売買価格は460万円です。位置につきましては、城山地区で旧国道から入るところで、ここの周辺は、新しい住宅が既に5軒ぐらい建っております。

次に7ページ、受付番号7番ですが、土地の所在地は、大字江刈内第19地割、地目、畑、750㎡です。譲受人は、大字五日市第10地割の35歳の男性の方です。譲渡人は、大字沼宮内第9地割、59歳の男性の方です。この申請人の方の妻の父親になります。妻の父親から、土地を借り受けて住宅を新築したいということです。金額は無償、期間は期限なし。位置につきましては、国道281号線、城山トンネルを過ぎて、間もなくのところ。5条につきましては、以上です。いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

12番岩崎委員 現地確認は、私と5番横澤委員、10番千葉委員及び事務局2名で確認してまいりました。5ページの\*\*さんですが、これは、皆さんもご存じのように過般の災害で、大分土砂が盛りあがった訳ですが、それらの工事を行う時に、いろいろ物を置きたいということです。先程も説明があったように、関係者の方々の了承を取り付けて、貸借の形をとったということで、了承済みでございます。工事を早く発注してもらえれば、早く工事が済むという話をしておりました。場所は田んぼだった訳ですが、使用後は、きちんとして返すということでした。以上であります。

次の\*\*さんの件ですが、これは、城山保育所から100m位、葛巻の方に向かって右に入ったところの、南側になります。ここに示しているとおおり、家が4、5軒あるところで、一番奥を宅地にしたいということです。これも、資料を見ますと排水溝、浄化槽を取り付けるということで、問題がないものと思われま。

次の7ページこれは、\*\*\*\*さんの件です。旧国道の沼宮内から出る道路と国道281号線の城山トンネルの方からきた道路と交わったところからすぐの場所になります。借受人と貸出人の関係は、\*\*さんの奥さんのお父さんになります。排水の方は、国道の側溝に流すという計画のようなので、問題はないのではないかと思います。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 以上3件について、現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番幅委員 受付番号7番ですが、使用貸借になっておりますが、無償ですか。

事務局 無償です。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議長 長 続きまして、議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は9ページとなります。農地法の適用外証明願承認について、です。受付番号は14番から18番までの5件となります。土地の所在は、大字江刈内第31地割、登記地目、現況地目も畑、面積が1,036㎡、と田の395㎡の計2筆、1,431㎡です。申請人は、大字江刈内の48歳の男性の方です。現在の利用状況につきましては、農業用施設、牛舎、農器具庫、車庫等建築されており、平成元年ころから徐々に増築しながら使用していたもので、農地には、戻せないということです。

次に受付番号15番、所在は、大字五日市、登記地目、現況地目とも畑42㎡、申請人は、大字江刈内第7地割の38歳の男性の方、ほか1名の共有です。この場所は、沼宮内駅前で家と道路の間が、若干42㎡がまだ地目畑のままで、昭和37頃から住宅と道路の間の畑が、そのままになっていたということです。農地としては、ずっと使っていなかったということでございます。

次に受付番号16番、大字子抱第5地割の畑、1,971㎡、申請人は、大字五日市第12地割の50歳の男性の方です。ここは、林地に隣接しており昭和60年頃から作物は植えておらず、既に原野化しております。

受付番号17番は、大字一方井第3地割の畑15,953㎡と1,381㎡の2筆。申請人は、大字一方井第2地割の86歳の男性の方です。ここは現在、山林原野化しております。資料には、平成9年頃からと記載ありますが、平成9年に別の所有者から売買により所有権移転されたもので、ご自分が取得した時にはすでに原野山林になっていた

もようです。現地を確認してみても、原野化して20年以上、経っているようでした。

次に、受付番号18番、土地の所在地、大字子抱第10地割、登記地目、現況地目とも畑、1,008㎡、申請人は、大字子抱第10地割の56歳の男性の方です。現在の利用状況につきましては、農家住宅となっております。この場所は、以前は5反3畝位の1筆の畑でございました。そこに昭和47年頃から家が建っていて、今回、分筆しまして1,008㎡の部分を農地から外して、申請したいということです。位置につきましては、10ページ以降に掲載しておりますのでご参照願います。

なお、5件につきましては、現地確認をしております。以上の案件は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

12番岩崎委員 今回の現地調査は、私と、5番横澤委員と10番千葉委員と事務局2名により、行いました。受付番号14番、大字江刈内の\*\*さんの件ですが図面にもありますが、現地は、道路の南側の方ですが、車庫、作業小屋等を建てたりして、必要に応じて徐々に建て足してきたうちに現在の形になり、農地には戻せない状況でした。

受付番号15番、大字五日市の件は、駅前の苗代沢橋のすぐそばの空き家になりますが、家の玄関までが斜面であり、その部分が登記地目畑となっており、渡り板の上を歩いて玄関に入るといった形でした。現在においては、農地に使用することは、現実不可能と判断しました。

受付番号16番は、大字五日市で、県道の右側に登って行ったところにあり、片側は山林、片側は、隣の畑となっております。その畑に隣接するところは、きれいに草刈を施してあり、迷惑をかけないようになっていました。片側は斜面でもあり、耕作するには不向きであり原野化しているものでありました。

続いて17番については、黒石方面であります。ここは、車での通行も無理なところで、徒歩にて現地を確認しました。斜面でもあり、周囲も山林であり、20年以上と思われる木が茂り、農地としての利用は、考えられないと確認しました。

続いて18番については、大字子抱です。以前、兄の方がここに住んでいたということで、現在は、弟さんが住んでおりました。周囲は、約5反歩の畑とともに一筆で地目畑という登記でした。これを分筆しまして、家が建っているところを農地から外すということです。相当以前から、兄の方が住んでいたころから、このような現況であり適用外とすることに問題ないと確認しました。よってこれらの案件は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題ないと判断してまいりました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、岩手町長より別紙のとおり策定したい旨の申し出があった平成22年度岩手町農用地利用集積計画について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをご覧いただきたいと思います。受付番号が2番でございます。利用権の設定を受ける者が、大字土川の50歳男性の方でございます。次に利用権を設定する者が、大字一方井、47歳男性の方でございます。利用権を設定する土地の所在は、大字一方井第1地割の5筆。地目は畑でございます。面積は、192,175㎡となっております。設定する利用権として平成23年1月1日から平成32年12月31日までの10年の契約となっております。賃借料は、10a当り2,500円となっております。位置につきましては、17ページに斜線で示しております。18ページには、今回の申請に係る利用集積計画となっておりますので、ご参照願います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は、別綴りの追加議案、議案第5号でございます。2ページをご覧ください。受付番号が18番、土地の所在は、大字子抱第11地割の畑、24㎡、譲受人が、大字子抱の76歳の男性の方です。譲渡人は、大字子抱の77歳の男性の方です。7月に2ページの図面にある\*\*さんという方が家を新築するという農振除外の申請を出しましたが、その際に近隣の境界を確認したところ、わずか24㎡ですが、自分の圃場に行くために通路分として使用していたところが、実は、隣の方の土地であったと判明したので、そこを買い受けるということです。個々の場所の現地確認は7月の総会の時に行っております。現地確認は事務局でも行っております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第33回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時20分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

10番 印

11番 印